

## 武蔵村山市における押印見直しの指針策定について

行政手続における市民の負担を軽減し、市民サービスの向上を図るとともに、行政のデジタル化を進めることを目的として、武蔵村山市における押印見直しの指針（別添参照。以下「指針」という。）を策定しました。

指針では、行政手続のみならず、会計手続・人事手続などの内部手続についても、同様に押印の見直しに取り組み、行政事務の効率化を図るものとしています。

市では、今後、指針に沿い、押印の廃止・存続の整理をした上、令和3年10月1日からの押印の見直しに取り組んでまいります。

# 武蔵村山市における押印見直しの指針

令和3年6月28日市長決裁

## 1 趣旨

デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のためには、書面主義、押印原則、対面主義からの決別が課題となっている。

本指針は、国が定める「地方公共団体における押印見直しマニュアル」に準拠しつつ、市民（法人を含む。以下同じ。）から提出される申請書、届出書等の行政手続（以下「行政手続」という。）について押印義務付けの見直しを行うことにより、市民の負担を軽減し、市民サービスの向上を図るとともに、行政のデジタル化を進めることを目的として策定するものである。

また、会計手続・人事手続などの内部手続（以下「内部手続」という。）についても、同様に押印の見直しに取り組み、業務フローの見直しやシステムの再構築による業務改革を促進し、行政事務の効率化を図ることを目的とする。

## 2 用語の定義

本指針における用語の定義は、次のとおりとする。

### (1) 印鑑の種類

種別	定義
登記印	法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑をいう。代表者印を指す。
登録印	① 区市町村の印鑑登録制度において登録した印鑑をいう。実印を指す。 ② 銀行口座開設時に届け出た印鑑をいう。銀行印を指す。 ③ その他特定の手続（例 入札制度における参加資格審査の要件として、入札書、見積書などにおいて使用する印鑑の登録を義務付けている場合など）で使用するものとして登録した印鑑をいう。
認印	印鑑登録をしていない印鑑（印鑑の種類は問わない。）をいう。大量生産されている三文判や会社名を表す認印である角印を指す。

### (2) その他

種別	定義
法令等	法律、政令、省令、告示、通知等
条例等	条例、規則、規程、要綱、要領等
署名	自己の氏名を手書き（自署）すること。
記名	自己の氏名を代筆、ゴム印、印刷等により記すこと。
記名押印	自己の氏名を記名の上、押印すること。

## 3 押印見直しの対象

行政手続、内部手続のいずれについても、次のとおり押印義務付けの根拠の分類を行った上で、押印見直しの対象業務を抽出する。

(1) 対象業務の分類

A	国の法令等により押印が求められているもの
B	都道府県の条例等、市の外部の機関により押印が求められているもの
C	本市の条例等や慣行により押印を求めているもの

(2) 分類に当たっての留意点

- ア 上記のAからCまでの業務のうち、Cの業務について、下記の「押印見直しの基本方針」に基づく見直しの対象とする。
- イ A及びBについては、国の所管省庁、東京都などから発出される通知等に基づき、本市の条例等の改正等必要な対応を図る。
- ウ Cのうち、通知等に押印する公印については、当分の間、本指針により行う見直しの対象としなが、公印を押印する通知等の範囲は、今後通知する。

#### 4 押印見直しの基本方針

(1) 押印の原則廃止

押印を求める趣旨（下表参照）の合理性を判断基準とし、押印を求める合理性を欠くものは、押印を廃止する。

押印を求める趣旨	押印廃止の判断のポイント
本人確認 （文書作成者の真正性担保）	本人確認の手法は、押印以外にも多数存在する。 ※ (2)の押印廃止に伴う代替手段の有無を参照
文書作成の真意確認	本人確認された「本人」からの申請であるという事実があれば、真意は確認できている。
文書内容の真正性の担保	内容の真正性は押印のみによって評価されるわけではなく、手続全体として評価される。

【注意】

- ア 登記印、登録印によらない、特に認印による押印については、本人確認の認証の効果が乏しく、押印の効果が極めて限定的であって、押印を求める合理性が低いと考えられることから、行政手続、内部手続にかかわらず、原則として押印を廃止する。
- イ 登記印、登録印の押印を求めているものであっても、印鑑証明書の提出を求めているために印鑑照合を行えないものについては、原則として押印を廃止する。この場合において、制度の趣旨から厳格な確認が必要と考えられる場合には、押印を廃止せず、新たに印鑑証明書の提出を求めることも許容されるものとする。
- ウ 登記印、登録印の押印を求めた上で、印鑑証明書の提出を求めているものについても、必要以上に求めており、合理性を欠くと判断される場合は、押印を見直すものとする。
- エ 押印廃止の除外例
  - ① 契約書（地方自治法第234条第5項により記名押印が義務付け）  
契約書には、協議書、覚書など双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているような書類や、契約に際しての委任状、請求書、領収書等を含む。  
(注) 見積書は押印を求めず、記名のみで可とする。

- ② 本市の入札参加資格者に対して、記名押印を義務付けている入札参加資格申請書、委任状等
- ③ 国の法令等又は都その他の地方公共団体の条例等により押印が義務付けられているもの
- ④ 法人から提出される申請書、届出書等のうち支出の根拠となるもの

(例) 法人から提出される補助金交付に係る申請書、請求書

## (2) 押印廃止に伴う代替手段の有無

押印廃止に当たっては、認印や印鑑照合を行わない登記印、登録印による押印の効果は限定的であるという趣旨に立ち、押印による本人確認の必要性を改めて検討し、代替手段を考える必要がある。文書作成の真意確認は、窓口での申請か、オンラインによる申請かにかかわらず、本人確認を経た申請がなされればよいと考えられる。

### 押印の代替手段の例

ア 本人であることを書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）により確認する。

イ ア以外の添付書類により本人確認を行う。

ウ 電話やビデオ通話により本人確認を行う。

エ 電子署名機能を備えたアプリケーションソフトウェアを活用する。

オ 実地調査等の機会に確認を行う。

カ 継続的な関係がある者の e メールアドレスや既登録 e メールアドレスから提出されていることを確認する。

キ 本人であることが確認された e メールアドレスから提出されている（本人であることの確認には、別途本人確認書類のコピー等のメール送付を受けることが考えられる。）ことを確認する。

ク ID・パスワード方式により認証する。

## (3) 押印廃止と署名について

ア 「記名押印又は署名」の選択式としている場合

押印を廃止することに伴い、署名を求める取扱いはず、記名とすることを原則とする。

また、申請書等に設けられている個人情報の本人以外収集、目的外利用、外部提供への同意欄など、様式によって取扱いが異なり、記名押印を求めているのか署名を求めているのかが判然としない例も存在するが、これらの取扱いについても今回の見直しに合わせ、記名を求めることに統一する。

イ 「記名押印」のみとしている場合

押印を廃止することに伴う代替措置として新たに署名を求める取扱いとはせず、記名のみとすることを原則とする。

〈図5：押印見直しの判断フロー〉



(出典 内閣府発行「地方公共団体における押印見直しマニュアル」)

(4) 内部手続における押印見直し

内部手続については、職員や継続的な取引関係にある事業者から提出されるなど、安定的・継続的な関係が認められる者同士で行われるものが多く、一般的に市民から提出される申請、届出等の行政手続と比較し、厳格な本人確認の必要性は高くないと考えられることから、原則として押印を廃止する。ただし、会計手続のうち、前記(1)のエ(押印廃止の除外例)に掲げる書面は、押印廃止の対象から除外する。

## 5 具体的な取組とスケジュール

### (1) 手続の実態把握（文書法制課→各課）

本指針の策定を受けて、各課において改めて見直し対象手続のリストアップを行い、見直し方針に該当するかどうかを判断するために必要となる事項（押印を求める印鑑の種類、根拠規定、押印・署名見直しの検討結果等）について、照会を行う。

### (2) 各課における押印廃止・署名見直しの検討（各課→文書法制課）

前記4の(3)の「押印見直しの判断フロー」に沿って、押印・署名見直しの検討を行い、押印・署名見直しの検討結果を回答する。

### (3) 押印を継続する手続の整理

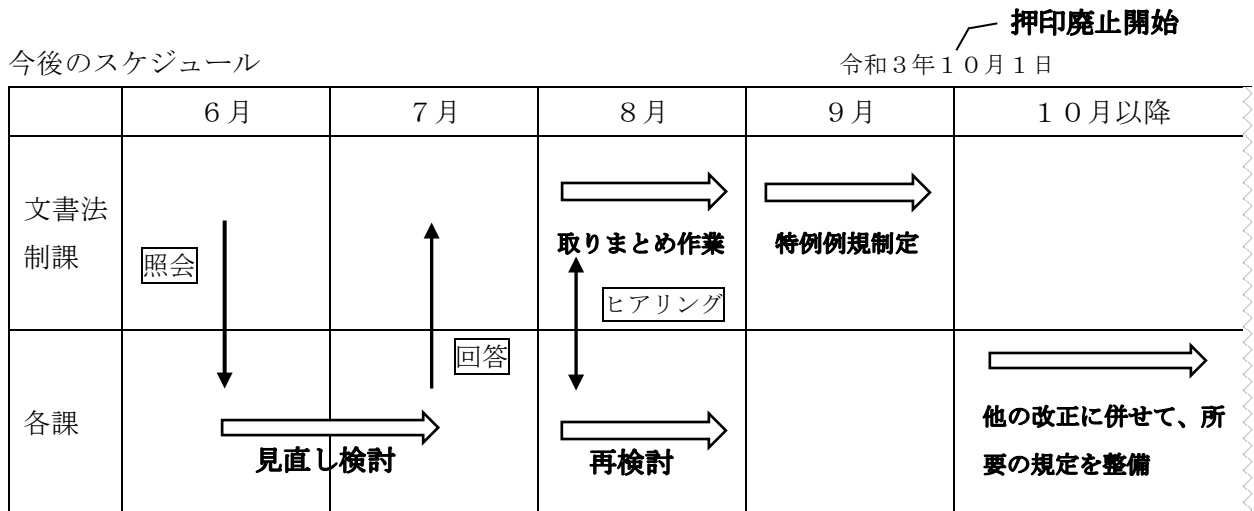
文書法制課と各課との間で、特に押印を継続する手続に焦点を当て、ヒアリングを行い、個別の手続について押印の必要性を再確認するとともに、押印を継続する手続を整理する。

### (4) 押印の特例に関する例規の制定

文書法制課にて、押印を継続しない手続について押印をしない取扱いを可能とする特例を定める例規を制定し、令和3年10月1日から施行する。

### (5) 例規の個別改正

令和3年10月1日以降、押印を継続しない手続に係る例規に他の改正があった際に、当該例規中の、押印を要する旨の規定や様式中の㊟マークの表記を削るなどの所要の改正を行う。



● 押印の義務付け廃止に伴う氏名欄の表記方法

条例、規則、規程等で押印義務付けを規定している場合、以下の様式例を参考に、対象者の状況や様式のレイアウトなど個々の申請書、届出書等の状況に合わせて改正作業を実施する。

1 押印を求める場合

氏名	
----	--

2 押印は廃止するが、署名を必要とする場合

注1 ㊟マークを表記しない代わりに押印を必要とする場合を示した注意書きを記載し、強調するため、※マークを氏名（名称）記入欄の右端に記載する。

注2 注意書きは、できる限り氏名（名称）記入欄の近くに記載する。

(1) 個人、個人事業者、法人格のない団体、法人を対象としているもので、法人が申請する場合でも署名で可とする場合

氏名又は 名称及び 代表者名	
	※ 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

(2) 個人、個人事業者、法人格のない団体、法人を対象としているもので、法人が申請する場合は記名押印を求める場合

氏名又は 名称及び 代表者名	
	※ 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

3 記名で可の場合（押印も署名も必要ない場合）

氏名	
----	--